

(様式2)

随意契約の結果の公表

部(局)等名：地域振興部

契約の名称又は品名・数量等	契約日	契約の相手先の名称及び所在地	契約金額	地方自治法施行令の適用条項	随意契約とした理由	契約相手先以外の見積書徴取先及び見積金額		所管部課（地方機関）の名称	備考
						名称	金額		
交通事故防止のための高齢者世帯訪問事業	R5.6.1	島根県交通安全母の会連合会 会長 浅津知子 松江市中原町19	1,400,000円	167条の2第1項第2項	高齢者の交通安全意識の啓発をより効果的に行うため、警察や交通安全協会、老人クラブ、社会福祉協議会などの交通安全関係機関・団体と密接に連携しながら実施する必要があり、各種取り組みの実績を有する同団体に委託し、実施する。			交通対策課	
自治体DX(システム標準化・共通化)支援体制整備事業業務	R5.6.26	AKKODiSコンサルティング株式会社 東京都港区芝浦3丁目4番1号グランパークタワー3F	13,759,350円	167条の2第1項第2項	提案競技において、最優秀提案者に選ばれた			地域政策課	
実大製材品強度試験機点検業務委託	R5.9.4	小川精機株式会社 代表取締役 広島県広島市中区西白島町7番20号	2,128,500円	167条の2第1項第2項	特定者でなければ納入できない			中山間地域研究センター	
令和5年度菟・石見空港を利用した関係人口拡大事業業務委託	R5.9.15	一般社団法人イワミノチカラ 島根県江津市江津町112	3,507,000円	167条の2第1項第2項	本事業の受託者には、その業務の内容から、首都圏居住者と現地主催者との間にたち旅程等を提案・調整するノウハウが求められる。 (一社)イワミノチカラは、独自に地域体験プログラムを集めた「いわみん」の開催や県実施事業である「しまね田舎ツーリズムモニターツアー事業」を受託しており、首都圏居住者からの希望をもとに旅程を提案・調整してきた実績を有している。 また、本事業の主な県内受入地域である菟石見空港圏域(石見地域)の交通情報、体験先となる「しまね田舎ツーリズム」実践者情報、その他地域活動情報についても精通していることから、本事業を効率的かつ効果的に実施できる者は、同社以外にはない。			しまね暮らし推進課	

契約の名称又は 品名・数量等	契約日	契約の相手先の 名称及び所在地	契約金額	地方自治法施行令 の適用条項	随意契約とした理由	契約相手先以外の見積書徴取先 及び見積金額		所管部課（地方機関） の名称	備考
しまね海洋館 展示設備（魚名板）の調達（新規・更新）	R5.11.2	一畑住設株式会社 松江市朝日町275番地1	3,764,200円	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	<p>本施設は水族館という特殊な用途である上、県西部主要の大規模集客施設であることから、展示・来館者向けの設備の整備にあたっては、コストダウンはもちろんのこと、施設本体や展示生物への影響面、導入後の保守運用のしやすさを考慮しつつも、来館者に分かりやすく魅力あるものにする必要があり、指定管理者側との十分な協議を踏まえ行う必要がある。</p> <p>一畑住設株式会社は、本施設の既存展示設備（展示情報用ソフトウェア及び表示機器）の一斉更新を行った事業者であることから、展示の特徴だけでなく現設備やネットワークシステムの詳細を把握しており、現状を踏まえた上で指定管理者の要望に沿った提案が可能である。</p> <p>なお、設備の導入の際には、既存の展示情報システムを構成するソフトウェア「AdWindow Select® SX」（情報配信型デジタルサイネージシステム）等への追加設定及び調整が必要となる。これらの作業は正規取扱店のみ可能であり、かつ、現状のネットワークの構成を熟知している必要がある。また、現ディスプレイは、壁（隆線、曲線、凹凸あり）やディスプレイ本体の傾斜角度に応じて施設の設置面（既設スチールマウント）を加工し、それらに合わせた特注の金具を組み合わせて設置しており、ディスプレイ等の設置作業にはこれら一連のノウハウも必要となる。</p> <p>当該事業者は、正規取扱店であり、既存ディスプレイの設置者であることから、本業務においては、展示・演出の統一性や魅力アップを図りながら、現ネットワークシステムと互換性があり親和性が高く、かつ既設の設備等を活用できる機器を選定し、設置することが可能であり、さらに、「AdWindow」に関する設定作業（アクセスライセンス設定、画面解像度調整・レイアウト設定、プログラミング等）も可能である。また、既存設備及び導入予定機器の正規取扱店でもあることから、当該設備及びシステム全般について緊急時対応も可能となる。</p>			しまね暮らし推進課	

契約の名称又は 日付、数量等	契約日	契約の相手先の 名称及び所在地	契約金額	地方自治法施行令 の適用条項	随意契約とした理由	契約相手先以外の見積書徴取先 及び見積金額	所管部課（地方機関） の名称	備考
島根ふるさとフェア20 24ブース設営業務の 委託について	R5.11.29	株式会社JRコミュニケーションズ 鳥取県米子市道笑町2丁目252番地 大鉄米子ビル7階	1,363,175円	地方自治法施行令第 167条の2第1項第2号	株式会社JRコミュニケーションズは、しまね 田舎ツーリズムが県外フェア等にブース出展 する際のセット制作に携わるとともに、現地 での装飾や設営等を 受託してきた実績がある。 また、広報誌等の制作業務を通じて、田舎 ツーリズムの制度に精通しており、集客力 のあるブースを設営するのに、適切な助言や提 案が期待できる者は、同者以外にはいない。		しまね暮らし推進課	
しまね海洋館 入退場 管理システムサーバー の調達(更新)	R5.12.18	シンフォニアエンジニアリング株式会 社 大阪支社 取締役支社長 山田 裕克 大阪府東大阪市鴻池徳庵町3-65	2,761,000円	地方自治法施行令第 167条の2第1項第2号	①見積徴取先事業者が既存の入退場管理シ ステム開発事業者であるため、以下の業務が できるのは当該事業者のみである。 ・既存システムの仕様変更。 ・既存システム及びシステム構成機器に対 応した機器の選定。 ・納入機器へのシステムセットアップ並びに 既存システム及び機器との連動。 ・既存機器から納入機器へのデータ移行。 ・システム及び構成機器の保守管理。 ②他の事業者が業務を行う場合、既存の入 退場管理システム及びネットワーク構成を一 から調査・把握する必要があり、また、上記① よりシステム開発事業者である見積徴取先事 業者が介入せざるを得ず、膨大な経費と時間 を要し、年度中の導入は不可となる。 ③更新サーバーに他事業者のシステムを導 入した場合、互換性、安定性、セキュリティの 面での脆弱化に加え、既存システムで管理・ 運用している年間会員情報やこれまでに蓄積 された入館者データ等の重要データ及びこれ らのデータを活用した各統計データ等がこれ までと同様の形で使用できなくなる等、しまね 海洋館の事務処理に多大な支障をきたす。		しまね暮らし推進課	
令和5年度住民基本台 帳ネットワークシステム におけるファイアウォー ルの監視及び保守等 業務委託	当初契約 R5.4.1 変更契約 R5.12.27	地方公共団体情報システム機構理事 長 椎橋章夫 東京都千代田区一番町25番地	当初契約 7,103,632円 変更後契約 7,299,245円	地方自治法施行令第 167条の2第1項第2号	契約の相手方は住民基本台帳法で定められ た唯一のシステム運営機関であり、委託業務 が実施できる唯一の機関のため		市町村課	R5.12.27変更契 約による公表